

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号 の 19



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)

(人事課取扱い) 1

規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 34 号

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 (平 成 5 年 鹿 児 島 県 規 則 第 16 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 14 条 第 1 項 の 表 部 局 長 の 項 中

「 港 湾 空 港 課 長

を

「 参 事 (本 港 区 ま
ち づ くり 担 当)

港 湾 空 港 課 長

に 改 め、 同 表 課 長 の 項 中 「 第 257 条 第 2 項 」 を 「 第

177 条 第 2 項 」 に 改 め る。

別 表 第 1 の 13 の 項 第 17 号 中 「 38 」 を 「 42 」 に 改 め、 同 項 第 18 号 中 「 39⑤ 」 を 「 43⑤ 」 に 改 め、
同 表 の 18 の 項 第 4 号 中 「 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 」 を 「 定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等 」 に 改 め、
同 表 の 24 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

24 個人情 報の保護 に関する 法律 (平 成15年法 律第57号) の施行に 関する事 務 この項 中個人情 報の保護 に関する 法律を 「法」、 鹿 児 島 県 個人情報 の保護に	(1) 保有個人 情報及び個人 関連情報の 提供を受け るもの に対する措置 要求 (法70, 72)					○			○		所長
	(2) 個人情報 ファイル簿 の作成及び 公表 (法75)					○			○		所長
	(3) 開示請求 者, 訂正請 求者又は利 用停止請求 者 (以下こ の項中「請					○			○		所長

<p>関する法律施行条例（令和 4 年鹿児島県条例第 33 号）を「条例」という。</p>	<p>求者」という。)に対する補正の要求（法 77③, 91③, 99③）</p>									
	<p>(4) 開示請求, 訂正請求又は利用停止請求に対する決定及び請求者への通知（法 82, 93, 101）</p>				○		○		所長	
	<p>(5) 開示請求に係る事案の移送の決定及び開示請求者への通知（法 85 ①）</p>				○		○		所長	
	<p>(6) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（法 86, 107①）</p>				○		○		所長	
	<p>(7) 開示決定等, 訂正決定等又は利用停止決定等の期限の延長に係る決定及び請求者への通知（法 94②, 102②, 条例 3 ②）</p>				○		○		所長	
	<p>(8) 開示決定等, 訂正決定等又は利用停止決定等の期限の特例に係る決定及び請求者への通知（法 95, 103, 条例 4）</p>				○		○		所長	
<p>(9) 訂正請求に係る事案</p>				○		○		所長		

	の移送の決定及び訂正請求者への通知(法96①)											
	(10) 保有個人情報提供先への訂正内容の通知(法97)				○			○		所長		
	(11) 県情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び諮問をした旨の通知(法105, 129, 条例7)				○							

別表第 1 の 34 の項第 27 号中「行政管理室長」を「行政経営推進室長」に改める。

別表第 2 の 2 の表各課共通の項第 10 号中「含む。）」の次に「及び適格請求書」を、「48⑦」の次に「, 57 の 2 」を加え、同項第 16 号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同項第 18 号中「49 の 2 ③」を「49 の 3 ③」に改める。

別表第 2 の 2 の 2 の表会計課の項第 14 号中「49① I 」を「49① I ② I 」に改める。

別表第 6 人事課(行政管理室を含む。)の表中「人事課(行政管理室を含む。）」を「人事課(行政経営推進室を含む。）」に改め、同表 12 の項第 10 号中「学術研究, 外国招へい等」を「学術研究等」に改め、同表 13 の項事務の種類欄中「育休法」の次に「, 鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例(令和 4 年鹿児島県条例第 32 号)を「条例」を加え、同項中第 18 号を第 21 号とし、第 17 号を第 20 号とし、第 16 号を第 19 号とし、第 15 号の次に次の 3 号を加える。

(16) 部長等の高齢者部分休業又は高齢者部分休業の休業時間の延長の承認, 高齢者部分休業の取消し及び高齢者部分休業の休業時間の短縮(地公法26の3①, 条例3①, 6, 7, 服務規程15の10)			○									
(17) 次長又は課長(それぞれの相当職を含む。)の職にある者の高齢者部分休業又は高齢者部分休業の休業時間の延長の承認, 高齢者部分休業の取消し及び高齢者部分休業の休業時間の短縮(地公法26の3①, 条例3①, 6, 7,				○								

び資料の収集													
(4) スポーツ・コンベンションセンターの整備に関する事業の実施					○								

別表第 6 環境林務課（地球温暖化対策室を含む。）の表 10 の項第 25 号中「〔登記令 15〕」を「登記令 14④」に改め、同表 14 の項事務の種類欄中「過疎地域自立促進特別措置法（）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。）」に改め、同項中「26」を「21」に改める。

別表第 6 森林経営課の表 10 の項事務の種類欄中「過疎地域自立促進特別措置法（）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。）」に改め、同項中「26」を「21」に改める。

別表第 6 森づくり推進課の表 1 の項第 9 号中「18」を「50」に改め、同項第 14 号中「2」の次に「34の 3」を加え、同項第 19 号中「22の 18 の 2」を「75」に改め、同項第 20 号中「省令 22 の 18 の 4」を削り、同項第 21 号中「22 の 18 の 5」を「77」に改める。

別表第 6 国民健康保険課の表 2 の項事務の種類欄中「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改め、同項第 30 号中「81 の 2 ④」を「81 の 2 ⑤」に改め、同項中第 79 号を第 80 号とし、第 31 号から第 78 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 30 号の次に次の 1 号を加える。

(31) 市町村による保険給付の審査及び支払に関する情報並びに特定健康診査に関する記録の写し等の提供の要求（法 82⑭）					○								
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 社会福祉課の表 5 の項に次の 1 号を加える。

(43) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 22 条第 1 項の規定により提供義務のある特定個人情報の副本登録及び更新								○	地域振興局長 支庁長				
--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--	--	--	--

別表第 6 社会福祉課の表 10 の項事務の種類欄中「中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行事務の取扱いについて」を「中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行事務の取扱いについて」に、「社援発第 665 号厚生省社会・援護局長」を「社援発第 665 号厚生労働省社会・援護局長」に、「社援対策第 440 号」を「社援対第 440 号」に、「庶務第 181 号」を「庶務対第 181 号」に改め、同項中第 48 号を第 49 号とし、第 19 号から第 47 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 18 号の次に次の 1 号を加える。

(19) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 22								○	地域振興局長 支庁長				
--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--	--	--	--

条第 1 項の規定により提供義務のある特定個人情報の副本登録及び更新																			
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 健康増進課の表 11 の項に次の 1 号を加える。

(27) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 22 条第 1 項の規定により提供義務のある特定個人情報の副本登録及び更新								○											
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 障害福祉課の表 2 の項に次の 1 号を加える。

(13) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 22 条第 1 項の規定により提供義務のある特定個人情報の副本登録及び更新								○			ハートピアかごしま 所長								
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 障害福祉課の表 4 の項中第 61 号を第 62 号とし、第 50 号から第 60 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 49 号所長名の欄中「中央児童相談所長」の次に「 北部児童相談所長」を加え、同号備考の欄中「中央児童相談所長」の次に「 北部児童相談所長」を加え、同号を同項第 50 号とし、同項第 48 号所長名の欄中「中央児童相談所長」の次に「 北部児童相談所長」を加え、同号備考の欄中「中央児童相談所長」の次に「 北部児童相談所長」を加え、同号を同項第 49 号とし、同項中第 47 号を第 48 号とし、第 36 号から第 46 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 35 号中「中央児童相談所長」の次に「 北部児童相談所長」を加え、同号を同項第 36 号とし、同項第 34 号中「中央児童相談所長」の次に「 北部児童相談所長」を加え、同号を同項第 35 号とし、同項中第 33 号を第 34 号とし、第 27 号から第 32 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 26 号中「中央児童相談所長」の次に「 北部児童相談所長」を加え、同号を同項第 27 号とし、同項中第 25 号を第 26 号とし、第 15 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により提供義務のある特定個人情報の副本登録及び更新								○											
---	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 障害福祉課の表 5 の項に次の 1 号を加える。

(8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により提供義務のある特								○			知的障害者更生相談 所長								
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--

定個人情報 の 副 本 登 録 及 び 更 新										
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 障害福祉課の表 7 の項に次の 1 号を加える。

(11) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により提供義務のある特定個人情報の副本登録及び更新								<input type="radio"/>	地域振興局長 支庁長	
---	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------	---------------	--

別表第 6 障害福祉課の表 8 の項中第 27 号を第 28 号とし、第 26 号を第 27 号とし、第 25 号の次に次の 1 号を加える。

(26) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により提供義務のある特定個人情報の副本登録及び更新								<input type="radio"/>	精神保健福祉センター所長	
---	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------	--------------	--

別表第 6 障害福祉課の表 11 の項中第 30 号を第 31 号とし、第 17 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 16 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により提供義務のある特定個人情報の副本登録及び更新								<input type="radio"/>	精神保健福祉センター所長	
---	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------	--------------	--

別表第 6 生活衛生課の表 1 の項に次の 1 号を加える。

(34) 廃業の届出の処理 (省令 71 の 2)								<input type="radio"/>	保健所長	
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------	------	--

別表第 6 子ども家庭課の表 2 の項第 12 号、第 15 号から第 17 号まで及び第 20 号から第 25 号までの規定中「中央児童相談所長」の次に「北部児童相談所長」を加え、同項第 44 号事項の欄中「56」を「56①②③④⑤⑥」に改め、同号所長名の欄中「中央児童相談所長」の次に「北部児童相談所長」を加え、同号備考の欄中「中央児童相談所長」の次に「，北部児童相談所長」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(89) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 22 条第 1 項の規定により提供義務のある特定個人情報の副本登録及び更新							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	地域振興局長 支庁長 中央児童相談所長 北部児童相談所長 大隅児童	係長は、本庁が実施するものに限る。
--	--	--	--	--	--	--	-----------------------	-----------------------	---	-------------------

(7) 特定労働者協同組合の主たる事務所の所在場所の変更の認定及びその公示 (法94の9①②④ [94の8])				○						
(8) 特定労働者協同組合の名称又は代表理事の氏名の変更の届出の公示 (法94の10②)				○						
(9) 特定労働者協同組合の合併の届出の公示 (法94の16)				○						
(10) 特定労働者協同組合の精算終了の届出の処理及びその公示 (法94の18)				○						
(11) 特定労働者協働組合の解散の届出の公示 (法94の18②)				○						
(12) 特定労働者協同組合の認定の取消し及びその公示 (法94の19①②③)				○						
(13) 労働者協同組合の決算関係書類等の処理 (法124①, 省令84②③④)				○						

(14) 労働者協 同組合から の報告の徴 取 (法125)					○						
(15) 労働者協 同組合の業 務等の状況 の検査の実 施 (法 126 ①)					○						
(16) 労働者協 同組合に対 する措置命 令 (法 127 ①)				○							
(17) 労働者協 同組合に対 する業務の 停止又は役 員の改選の 命令 (法 127②)				○							
(18) 労働者協 同組合に対 する解散命 令 (法 127 ③)				○							
(19) 労働者協 同組合等に 係る意見の 聴取 (法 128)					○						

別表第 6 水産振興課の表30の項事務の種類欄中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第19号）」に改め、同項中「26」を「21」に改める。

別表第 6 漁港漁場課の表 8 の項第 1 号中「5①⑪⑫」を「5①⑳㉑」に改め、同項第 2 号中「5⑤」を「5⑥」に改め、同項第 3 号中「5⑦」を「5⑧」に改め、同項第 5 号中「6①」を「7①」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 4 号中「事項」を「事項等」に、「5⑨」を「5⑫」に改め、同号を同項第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 活性化計画の作成 及びその実施に係る 協議会の設置 (法 6 ①)					○						
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第 6 漁港漁場課の表 8 の項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 活性化計画の作成 に係る協議会への協 議 (法 5⑨)					○						
---------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第 6 農政課（かごしまの食輸出戦略室及びかごしまの食ブランド推進室を含む。）の表中「農政課（かごしまの食輸出戦略室及びかごしまの食ブランド推進室を含む。）」を「農政課（かごしまの食輸出・ブランド戦略室を含む。）」に改める。

別表第 6 農業経済課の表 8 の項事務の種類欄中「過疎地域自立促進特別措置法（」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。」に改め、同項第 1 号中「26」を「21」に改め、同表 13 の項第 2 号中「及び」の次に「それに係る意見の聴取並びに」を加え、「11 の 51①③④」を「11 の 51①③④⑤」に改める。

別表第 6 経営技術課の表中 11 の項を削り、12 の項を 11 の項とし、同表に次の 1 項を加える。

12 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 基本計画の作成及び変更並びにそれに係る農林水産大臣との協議（法 16①, 17①）				○								
	(2) 基本計画の作成（変更を含む。）に係る公告及び縦覧（法 16③, 17③）					○							
	(3) 同意を得た基本計画（変更を含む。）の公表（法 16⑨, 17③）						○						
	(4) 基本計画の軽微な変更に係る農林水産大臣への届出（法 17②）						○						
	(5) 環境負荷低減事業活動実施計画（変更を含む。）及び特定環境負荷低減事業活動実施計画（変更を含む。）の認定（法 19⑤, 20①④, 21⑤, 22①④）									○	地域振興局長 支庁長		
	(6) 環境負荷低減事業活動実施計画（変更を含む。）及び特						○						

定環境負荷低減事業活動実施計画（変更を含む。）の認定に係る農林水産大臣又は関係市町村長との協議（法19⑥20④，21⑥⑫，22④）												
(7) 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出の処理（法20②，22②）									○	地域振興局長 支庁長		
(8) 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定の取消し（法20③，22③）									○	地域振興局長 支庁長		
(9) 特定環境負荷低減事業活動実施計画（変更を含む。）の認定に係る意見の聴取（法21⑬⑰，22④）					○							
(10) 特定環境負荷低減事業活動実施計画（変更を含む。）の認定に係る関係市町村長及び農林					○							

(46) 敷地分割組合の設立等の認可に係る公告等（法173①, 183②）					○														
(47) 敷地分割組合の理事長の氏名及び住所の公告（法175③〔25②〕）					○														
(48) 敷地分割組合の定款又は事業計画の変更の認可（法183①）				○															
(49) 敷地分割組合の解散の認可（法186④）				○															
(50) 敷地分割組合の設立認可の取消し又は解散の認可の公告（法186⑤）					○														
(51) 敷地権利変換計画（変更計画を含む。）の認可（法190①, 197）				○															
(52) 敷地分割事業に関する報告等の要求, 勧告, 助言, 援助及び措置命令（法213）					○														
(53) 敷地分割組合の事業又は会計の状況の検査（法214①②）					○														
(54) 敷地分割組合の違反を是正するための措置命令（法214③）					○														
(55) 敷地分割組合の設立認可の取消し（法214④）				○															
(56) 敷地分割組合の総会招集等（法214⑤⑥⑦）					○														

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2の2の表各課共通の項第10号の改正規定は、同年10月1日から施行する。